平成９年度には、税負担の水準の高めの土地と低めの土地との間の均衡化を達成するまでの間の措置として、負担の水準が高めの土地について課税標準額を引き下げ又は据え置く特例措置（据置特例）を講じている。

これらの措置により税負担の激変を緩和しつつ、時間の経過の中で、住宅用地や商業地等それぞれの用途における土地間の税負担の不均衡是正が着実に進み、均衡化が進んできたところである。

そのような中、現行の負担調整措置では、宅地等と農地で前年度からの税負担増の上限を定める方式が異なっている。宅地等と農地を比較すると、税負担が低い水準では農地の上限の方が低い一方、一定程度の水準に達すると農地の上限の方が高くなることや、農地について、負担調整に用いる倍率が変更となる負担水準の付近で逆転現象が起こる、10年以内に宅地化すべきとされている一般市街化区域農地が極めて低い負担水準に長期間とどまってしまうといった不合理な部分もあることから、負担増の上限を定める方式の統一等の簡素化を検討すべきである。

また、平成24年度改正においては、住宅用地において、据置特例の対象土地の間の負担の均衡化をさらに推進するため、当該特例を段階的に廃止することとされた。その一方で、引き続き講じられることとされた商業地等に係る据置特例については、商業地等における不均衡是正が平成24年度改正当時の住宅用地よりも進捗している状況等にある。そのような状況に鑑み、今後、デフレ脱却の動向を見極めつつ、税負担の均衡化をさらに推進する観点から見直しを検討すべきである。

一方、平成６年度に拡大された住宅用地特例の１／６、１／３という大幅な軽減は、商業地等の他用途の土地や他の資産（家屋及び償却資産）に係る税負担とのバランスを失しているのではないかなどの指摘もある。

また、固定資産税収は、平成11年度のピーク時（約9.3兆円）と比較して、平成24年度では約８千億円減少し、長期的には低落傾向であるが、社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、その充実確保を検討していくことが必要である。

こうした状況を踏まえると、制度改正による急激な税負担の増加には配慮する必要があるが、住宅用地特例や、商業地等の課税標準の上限（評価額の70％）のあり方等を含め、市町村の重要な基幹税源である固定資産税の充実を図るための議論を進めていくことが重要である。

(2)　償却資産に対する固定資産税

昨年度と同様、償却資産に対する固定資産税の「抜本的見直し」を求める要望が関係省庁からなされている。

償却資産に対する固定資産税に関しては、①市町村の安定的な自主財源として定着していること、②国の経済政策の一環としての租税特別措置は、国税で対応すべきであること、③産業振興や地域活性化に取り組む市町村の自主財源を奪うことは地方分権に逆行すること、④固定資産税の軽減措置の投資促進効果に疑問があること等から、廃止・縮減することは不適当との意見を、昨年度も述べたところである。

償却資産に対する固定資産税は、平成24年度で約1.5兆円の税額となっているため、この見直しに対する市町村の反発は非常に強い。加えて、①昨年度に意見を述べた状況と大きく変化がないこと、②そもそも固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し応益的に課税する財産税であり、企業の事業活動に現に供されている償却資産について市町村の行政サービスを享受していること、③アメリカでは一般的であり、カナダ、イギリス、香港、韓国など各国でも償却資産課税が行われていること、を踏まえればこれを縮減・廃止することは不適当である。

５　ふるさと納税の拡充

個人住民税は、受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できる税であり、地域社会の費用を負担分任の原則の下に、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合う「地域社会の会費」的性格を有するものである。

ふるさと寄附金制度（ふるさと納税）は、寄附金税制を通じて個人住民税の一部を他の地方自治体に移転する効果を持つ仕組みとなっているものであるが、個人住民税の性格を踏まえれば、住所地の地方自治体に納付される個人住民税額が過度に減少するような仕組みとならないよう、留意が必要である。

この制度創設から５年超が経過していることを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2014」に沿って制度の見直しを行うに当たっても、上記の基本的な考え方に則った対応が求められる。

その際には、国民の批判を招かない形でふるさと納税制度の活用が進むことを期待するものである。このような観点からも、ふるさと納税に対する謝礼（返礼品等の送付）については、地方自治体における節度ある運用を求めたい。

６　地球温暖化対策のための地方財源の確保

エネルギー起源CO_2排出抑制対策や森林吸収源対策といった地球温暖化対策については、地方自治体が各地域の風土にあった形で創意工夫をしながら様々な分野で中心的に事業を実施している。

国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成24年10月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入し、平成26年度に税率を引上げ、平成28年度に最終的な税率の引き上げを予定している。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」においては、この地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、「早急に総合的な検討を進める」と記述されている。

地球温暖化対策はローカルで考える必要があることからも地方自治体が中心となって進めるべきものであり、現実に地方自治体が果たしている役割を踏まえれば、地球温暖化対策の財源を確保する税は地方税とすることが本来望ましい。しかしながら、国税である石油石炭税の税率上乗せという形式で地球温暖化対策の財源を確保することとしていることから、地方自治体が地球温暖化対策に果たす役割を適切に反映させる制度として、石油石炭税の上乗せ分の一定割合を地方へ譲与するなどにより、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべきである。

７　軽油引取税に係る課税免除措置

平成20年度までの軽油引取税の課税免除措置は、軽油引取税が道路に関する費用に充てるための目的税とされていたことを踏まえ、船舶用、鉄軌道用、農林業機械等の用途に用いられる軽油については、道路の使用に直接関連を有していないこと等を理由として政策的配慮から講じられたものである。

軽油引取税は、平成21年度税制改正において、道路特定財源としての目的税から普通税として一般財源化される一方で、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえ、現行の税率水準を原則維持することとされた。

その際、軽油引取税の課税免除措置については、一般財源化に伴い、その根拠を失うこととなったため、現に課税免除されていた用途についても課税対象とすることが原則であった。しかしながら、課税免除されていた軽油は一次産業用や公共目的等にも使用されていたことなど含めて政策的判断がなされ課税免除措置については地方税本則から附則へ移行し、３年間の特例措置として存続することとされたところである（なお、エチレンその他の石油化学製品の原料の用途に使用される軽油については、工業用原料として用いられるものであることを踏まえ、引き続き恒久措置として課税免除措置が存続することとされた。）。

今年度末、特例措置の３年間の期限が到来する。軽油引取税に係る課税免除措置については、一般財源化された趣旨を踏まえ廃止が原則となることを前提としつつ、急激な負担増や円安による燃料価格高騰の動向等を勘案し見直しを行うべきである。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日